

委託業務特記仕様書（令和3年2月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のもの適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/200903310009>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

R 3 河川 水防情報伝達システム保守点検業務(業務委託)

特 記 仕 様 書

徳島県県土整備部河川整備課

目 次

第1章 総則

- 第1条 適用範囲
- 第2条 その他の適用法規等
- 第3条 業務の目的
- 第4条 保守期間
- 第5条 用語の定義
- 第6条 保守業務の範囲
- 第7条 受託者の業務
- 第8条 担当責任者
- 第9条 疑義

第2章 共通仕様

- 第10条 業務内容
- 第11条 作業計画、準備
- 第12条 定期保守点検
- 第13条 雨量計法定点検の実施方法
- 第14条 雨量計の観測環境調査実施方法
- 第15条 雨量計注水試験の実施方法
- 第16条 水位観測器の調整方法
- 第17条 自記記録紙の整理、点検
- 第18条 点検準備
- 第19条 障害修理
- 第20条 監督官庁検査に対する事前作業
- 第21条 保守用機材及び消耗品
- 第22条 作業の中止
- 第23条 保守作業終了後の確認
- 第24条 報告書

第3章 詳細指示事項

- 第25条 業務対象局及び装置
- 第26条 システム運行状況の把握と分析

第4章 その他業務

- 第27条 無線局登録点検
- 第28条 情報装置等点検調整

徳島県水防情報伝達システム保守作業内容

別表－1（構成品目表）～別表－4

別図－1～別図－2

様式－1～様式4（2）

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書(以下、「本仕様書」という。)は、徳島県県土整備部河川整備課(以下、「甲」という。)が行う水防情報伝達システム保守点検業務(以下、「本業務」という。)に適用する。

2 本業務は、本仕様書により、実施しなければならない。

第2条 その他の運用法規等

本業務の実施にあたっては、下記の法令規則等に準拠するものとする。

- (1) 電波法
- (2) 電気事業法
- (3) 消防法
- (4) 国土交通省で定める仕様書等
- (5) 庁舎管理規則
- (6) 電気通信事業法
- (7) 有線電気通信法
- (8) その他関係法令

第3条 業務の目的

本業務は、甲の所管する水防情報伝達システムのうち、電気通信施設、観測局内に設置した雨量観測器、水位観測器、気象観測器等を対象として、年2回の定期点検及び障害発生時の迅速な復旧を行うことにより、同施設の年間を通じての良好な運行を確保するために、実施するものである。

第4条 保守期間

本仕様書による保守の期間は、令和3年4月1日より令和4年3月31日までとする。

第5条 用語の定義

本仕様書で用いられる用語が意味するところの設備範囲は、次のとおりとする。

- (1) 水防情報伝達システム
雨量・水位及び潮位の水文情報の迅速・的確な収集と把握を目的として、甲が県庁をはじめ各所に設置した別図ー1及び別図ー2、並びに別表ー1及び別表ー2に示す無線設備及び付帯する装置並びに設備をいう。
- (2) 県庁局
県下の水文情報の収集と配信を行うことを目的として、県庁内に設置した局をいう。
- (3) 水防情報伝達システム用中継局(防災行政中継局内に設置)
竜王、川島、三好、鶴林寺、明神、上那賀、小谷に設置した水防情報施設をいい、観測局及びダム局のデータ伝送を自動中継する無線局をいう。
- (4) 水防情報伝達システム用土木中継局(吉野川庁舎内に設置)
吉野川庁舎に設置した水防情報施設の内、観測局及びダム局のデータ伝送を自動中継する無線局をいう。
- (5) 土木局
東部県土整備局(徳島、鳴門、吉野川) 南部総合県民局(阿南、那賀、美波)、西部総合県民局(美馬、三好)に設置した局をいう。
- (6) 観測局
甲所管の雨量・水位及び潮位(排水機場外水)の観測所に設置した局をいう。

第6条 保守業務の範囲

保守業務を受託する者(以下、「乙」という。)が行う、保守業務の対象となる機器は別表－1及び別表－2に示す全施設とする。

各施設の設置場所は別表－3のとおりとする。

- 2 土木局に設置されている中央監視局からのデータ伝送系装置(水防情報受信装置)の保守は乙が行うものとする。
- 3 保守業務の内容は第10条によるものとし、下記の事項は含まないものとする。
 - (1) 施設、装置の移設又は改善その他に類するもの。
 - (2) 乙以外の者の過失若しくは故意、又は乙以外の者の責に帰する事由に起因するもの。

第7条 受託者の業務

乙は、業務の目的及び内容を理解し、業務の履行に必要な技術を有する技術者を充てなければならない。

- 2 乙は、業務の履行上、知り得た内容を漏らし、利用、若しくは、窃用してはならない。
- 3 乙は、業務の履行において、安全の確保並びに火気の取扱いに留意しなければならない。また業務に支障になる周辺のものについて自身のみで判断せず、甲に相談した上で、業務を行わなければならない。
- 4 乙が庁舎施設及び機器に損傷を与えた場合は、直ちに甲に報告するとともにその指示に従うものとする。
- 5 乙は、本仕様書に記載のないものであっても、水防情報伝達施設の保全に対する義務があるものとする。

第8条 担当責任者

甲及び乙は、水防情報伝達システムの正常な機能維持と能率的・安全な保守を行うため、それぞれ担当責任者を定め、本仕様書に基づく業務を遵守・履行させるものとする。

第9条 疑義

本仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議を行い、指示を受けなければならない。

第2章 共通仕様

第10条 業務内容

乙が行う保守業務の内容は以下の項目とする。

- (1) 定期保守
- (2) 障害修理
- (3) 観測データ補填及び修正
- (4) 観測装置法定点検
- (5) 監督官庁検査に対する事前作業及び立会
- 2 この他、県担当職員の異動があった場合等、県の要請により、機器の取り扱い説明を実施するものとする。

第11条 作業計画、準備

乙は、業務の開始にあたり業務の目的及び内容を理解した上で作業計画を立案し、様式－1に従って次の各号に掲げた事項を記載した書類を作成して、遅滞なく甲に提出し、その承諾を受けなければならない。

- (1) 定期保守年間工程表
- (2) 主任技術者氏名

- (3) 作業組織及び連絡体制(夜間、祝祭日を含む)
- (4) 作業方法
- (5) その他、監督員の指示する事項

第12条 定期保守点検

定期保守点検とは、機器の維持のため定期的に行う精密な点検、整備及び記録状況の点検を行うことである。

(1) 点検

点検とは、目視あるいは測定器の使用により施設の動作状態及び消耗の程度を知り、その良否を判断することである。

点検には、土木局に設置された水防情報受信装置及び中央監視局に設置されたデータ集配信装置相互での対向試験を含むものである。

(2) 整備

整備とは、点検時の判断により消耗部品を取り替え、あるいは、不良箇所を整備することにより、機能の回復又は耐久性の確保を図る作業である。

(3) 記録状況の点検

交換した自記記録紙の記録状況を精査し、定期点検間の観測状況に問題が無いか点検を行う作業である。

2 定期保守の内容

乙が行う定期保守の内容は下記のとおりとする。

(1) 5月点検

出水期前に行う定期保守であり、別表-1及び別表-2に示す施設について、別表-4に示す点検項目のうち、点検周期が1年、6ヶ月毎に該当する項目の点検及び整備を実施する。

(2) 11月点検

出水期後に行う定期保守であり、別表-1及び別表-2に示す施設について、別表-4に示す点検項目のうち点検周期が6ヶ月毎に該当する項目の点検及び整備を実施する。

3 定期保守の実施期間

(1) 5月点検の実施は出水期が始まる5月31日までの期間に実施するものとする。

(2) 11月点検の実施は11月1日～11月30日までの期間に実施するものとする。

4 乙は、3に基づき事前に「定期保守年間工程表」を甲へ提出し、承認を得て実施すること。

5 乙は、定期保守を終了した時は、速やかに定期保守報告書を作成し、甲に提出するものとする。報告書についての詳細は第23条に示す。

なお、保守時に異常を発見した時は、甲に報告するとともに、修理又は仮処置を行うものとする。

6 定期保守にあたっては、観測データの欠測と異常が極力発生しないよう留意すること。点検の際には保守モードを利用し、異常値を外部に出すことがないようにすること。やむを得ず観測データの欠測等が発生する場合は、あらかじめ甲の承認を得て実施すること。なお、欠測となったデータは、自記記録紙及びICカードの読取り等により補填すること。

7 点検のために必要となった印字等の記録は、通常の観測データと明確な区分をするための記録を行うこと。

8 ICカード付きの局については、定期的にデータを監視局端末装置に保存すること。

9 各観測局の月報表については定期的にサーバから端末装置に保存すること。

第13条 雨量計法定点検の実施方法

雨量計法定点検は、気象業務法に基づく検定を合格した新しい雨量計を、点検対象雨量計と取替るものとする。取替は、無降雨時に行うものとする。また、交換は2月に行い、点検合格品については、交換日に近いものを使用すること。

第14条 雨量計の観測環境調査実施方法

周辺の樹木の様子など、観測所の設置環境がわかるよう下記により実施すること。

- (1) 測器付近から、北、東、南、西、天空方向、機器全体、観測所全景の計7枚の写真を撮影すること。
- (2) 天空方向は魚眼レンズで北を背にして撮影し、画面の上ができるだけ北を向くように撮影すること。
- (3) なお、魚眼レンズは県より貸与するものを使用するものとする。
- (4) 成果は、観測所名のフォルダを作成し、電子データを提出すること。

第15条 雨量計注水試験の実施方法

雨量計注水試験は、下記により実施すること。なお、本施設は、テレメータ化されているので、必ず実施前に実施時間を連絡し承認を得ておくこと。

- (1) 実施時間の報告、承認。
- (2) 自記記録紙の交換前に雨量20mmに相当する水を正確に計量し、細かな穴をあけたビニール袋等を用いて静かに注水する。
- (3) 注水開始時刻に転倒マスの転倒回数、自記記録上の記録、注水終了時刻を記録する。
- (4) 記録に誤差を生じた場合、再度試験を実施すること。
- (5) 結果は、様式2-8にとりまとめ、写真貼付のうえ報告するものとする。
- (6) なお、実施においては、監視局を保守モードに切替して行うこと。

第16条 水位観測器の調整方法

水位観測器の調整は、下記の県下統一手法により実施しなければならない。

水位局毎の調査諸元は、別途指示するものとする。

- (1) 調整精度 量水標の読みとの誤差±1cm未満
- (2) 水位計本体 量水標の読みに一致
- (3) 自記記録計 量水標の読みと一致。従って、マイナスの水位が生じ得る水位局あつては、マイナス座標を持つ自記記録紙を使用すること。座標範囲は別途指示するものとする。
- (4) 結果は、様式2-9及び様式2-10にとりまとめ、写真貼付のうえ報告するものとする。

第17条 自記記録紙及びICカードの整理、点検

自記記録紙及びICカードは、定期点検毎に交換し、下記により記録状況の点検及び整理を行うこと。

(1) 現場における概略点検

水位にあつては調整作業、雨量にあつては調整及び注水試験の状況を旧自記紙上に記録し、新しい記録紙に交換する。

その場で、記録状況を概観し、装置の稼働状況を点検する。

(2) 自記記録紙の整理

現場から持ち帰った自記紙は、様式2-12のラベルを添付し、ラベル上には所定の事項を記入しておくものとする。

(3) ICカードの整理

現場から持ち帰ったICカードは、端末装置に保存する。

(4) 記録状況の点検

自記紙及びICカードへの記録状況をチェックすること。

第18条 点検基準

点検基準は、本仕様書による他、各装置の点検基準によるものとし、各装置の標準性能を満足し、かつ運用に支障を与えない機能を満足するものとする。

- 2 レベル等は、本仕様書に定めるほか、各装置の規格値によるものとする。
- 3 レベル等規格値が改造等で変更のあった時は、これを修正して提出するものとする。

第19条 障害修理

乙が行う保守対象設備で障害が発生しその旨を甲に通知した場合、乙は速やかに修理を行い復旧しなければならない。

このため、乙はあらかじめ連絡体制・修理体制を整えておくものとする。

- 2 障害部品の取り替えが必要な場合、軽微な備品の取り換えは本業務内で実施するものとする。ただし、障害が特に重大かつ高額となることが予想されるものは、様式2-5により甲にその状況を連絡し、甲、乙による協議の上、処理するものとする。
- 3 乙は、障害修理を終了した時は、その都度様式-3に基づき速やかに甲に報告し、承認を受けなければならない。

第20条 監督官庁検査に対する事前作業

監督官庁検査に指定された無線局については、事前の資料作成及び甲の補助者としての検査立会を行うものとする。

- 2 監督官庁検査の予定日は1ヶ月前迄に甲から乙に通知する。

第21条 保守用機材及び消耗品

定期保守、障害修理及び監督官庁検査に要する測定器等の機材は、乙が準備するものとする。

但し、甲の所有する点検用機材、物品等を使用する必要があるときは、乙は、甲の承認を得て使用することができる。

- 2 消耗品のうち、下記の上記のものは本業務内の保守材料として計上しているものの他、必要に応じ甲が支給するものとし、その他のものは乙の負担とする。
 - (1) 光ディスク等
 - (2) その他設計書に記載しているもの

第22条 作業の中止

降雨等により、甲から保守作業等の一時中止の指示を受けた場合は、乙は直ちに作業を中止し、速やかに機能を復旧させるものとする。

- 2 前項にて中止した作業の継続を開始する時は、甲が指示するものとする。

第23条 保守作業終了後の確認

保守作業終了後においては、以下のことを確認しなければならない。

- (1) 各機器、各スイッチ等が平常時の運転状態になっていること。
- (2) 点検のために運転した電灯が消灯されていること。
- (3) 電気室が施錠されていること。

第24条 報告書

乙は、業務実施後速やかに以下の報告書を提出し、甲の検査を受けるものとする。

- (1) 業務完了時
 - ・ 定期点検報告一覧表
 - ・ 年間保守報告書
 - ・ 定期保守報告書
 - ・ 各局別機器別点検結果

- ・点検状況写真
 - ・修繕完了報告書
 - (2) その都度(点検・修繕後)
 - ・定期点検報告一覧表
 - ・定期保守報告書
 - ・修繕完了報告書
- 2 所定の様式で記載できない範囲については、乙が別途作成し、報告すること。
- (1) 表紙 様式 2-1
 - (2) 保守実施局名、実施日、保守者、使用測定器 様式 2-2
 - (3) 保守点検結果総括表
 - (4) 所見、特記事項
 - (5) 各装置毎の点検表 (乙で作成)
 - (6) (5)で記載されない点検表、別添資料等(乙で作成)
 - (7) 要修繕箇所報告
 - (8) 雨量注水試験結果表
 - (9) 水位計調整結果表
 - (10)雨量局見回り点検表
 - (11)水位計見回り点検表
 - (12)作業状況写真集
 - (13)自記記録紙ラベル
- 3 障害修理完了報告書は、様式-3に従って、以下の項目を記載し提出すること。
- (1) 障害発生装置、甲の連絡者及び乙の受報者、修理担当者
 - (2) 障害内容及び障害発生原因
 - (3) 復旧処置内容
 - (4) 別途精算の場合はその費用
- 4 年間保守終了時には、様式-4に従って、既に提出済みの報告書を整理し、提出すること。
- 5 点検様式集(契約後データを渡す)に点検結果を記載し、上記報告様式と合わせて提出すること。

第3章 詳細指示事項

第25条 業務対象局及び装置

本業務の保守の対象となる局及び装置は、別表-1に示す施設及び装置である。

第26条 欠測、異常データの補填及び修正

乙は、定期保守毎にデータファイルの蓄積状況を確認し、欠測、異常データがあった場合は、自記記録紙及びICカードにより、データの補填及び補正を行うものとする。補填及び補正後のデータは光ディスクへファイルし所定の場所に保管するものとする。自記記録紙は、データ補填・補正後、観測箇所及び記録年月を記入し、保管箱に整理するものとする。

第4章 その他の業務

第27条 無線局登録点検

登録点検が生じた年度については、各水防局について電波法第73条第1項による定期検査を、定められた検査基準に基づき実施し、定められた検査結果報告書に取りまとめ、提出すること。なお、点検手数料は、甲の負担とする。

第28条 情報装置等点検調整

情報装置等点検調整は、洪水予報システムについて、データサーバ内にある全観測データをCSV出力できるよう調整を行い、また、監督員が指示する表示画面を表示させるよう調整するものとする。

1. 定期保守年間工程表

(1)5月点検

(2)11月点検

2. 主任技術者氏名

3. 作業組織及び連絡体制

(1)作業組織

(2)連絡体制

(3)夜間・休日の連絡体制

4. 作業方法

5. その他

(様式2-1)定期保守報告書様式

令和3年度

R3河川 水防情報伝達システム保守点検業務(業務委託)

〇〇月点検 定期保守報告書

〇〇年〇〇月

(様式2-2(2))

1. 保守対象機器

土木局名 _____ 土木局 _____ 1 式

観測局 _____ 局分 _____

	観測局名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

	観測局名
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

2. 点検実施日 _____ 令和〇年〇月〇日～〇月〇日

3. 作業責任者

責任者名 _____ 印

作業者名 _____ 印

_____ 印

_____ 印

(様式2-3(1))

					作成者名	
局名	保守点検日	保守結果	保守結果が否の場合		備考	
			装置名	処置		
中央監視局		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
土 木 局 設 置 分	東部県土整備局 (徳島) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
	東部県土整備局 (鳴門) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
	東部県土整備局 (吉野川) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
	南部総合県民局 (阿南) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
	南部総合県民局 (那賀) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
	南部総合県民局 (美波) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
	西部総合県民局 (美馬) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		
	西部総合県民局 (三好) 局	良・否		済・未		
		良・否		済・未		
		良・否		済・未		

(様式2-4)

局名	中央監視局及び 各土木局設置分	作成者		報告日	
所見					
処理事項					
特記事項					

(様式2-5) 要修繕箇所報告

対象局名		対象装置名	
報告者		報告日	○年○月○日
不良箇所			
対応策			
修繕見積額			

(様式2-5(2))

局別要修繕箇所

所管土木局		観測局名		観測種別	
要修繕箇所					
破損状況					
修繕方法				修繕費見積	

(様式2-6)

雨量局注水試験結果表

所管土木局		雨量局名		試験費	令和○年○月○日
第○回 結果判定(良 異常)		自記記録紙			
注水時間	開始	○時○分			
	終了	○時○分			
注水量	cc		mm		
転倒回数	回				
自記記録	mm				
第○回 結果判定(良 異常)		自記記録紙			
注水時間	開始	○時○分			
	終了	○時○分			
注水量	cc		mm		
転倒回数	回				
自記記録	mm				
所管土木局		雨量局名		試験費	
第○回 結果判定(良 異常)		自記記録紙			
注水時間	開始	○時○分			
	終了	○時○分			
注水量	cc		mm		
転倒回数	回				
自記記録	mm				
第○回 結果判定(良 異常)		自記記録紙			
注水時間	開始	○時○分			
	終了	○時○分			
注水量	cc		mm		
転倒回数	回				
自記記録	mm				

(様式2-8)

						主任監督員	監督者	担当者	技術者
観測所番号		雨量観測所見回り報告書(転倒マス雨量計)							
		見回り 年 月 日							
観測所名	観測者氏名	機器番号	機器形式	時計番号	製作所名	見回り者所属		見回り者氏名	
項目			判定			処置			処置の具体的内容及び特記事項
			正常	異常		調整	交換	修理	
(1)観測業務									
	イ	時刻は正確に記録しているか	時分	いない					
	ロ	雨量は正確に記録しているか	よい	いない					
	ハ	記録紙の巻取り方はよいか	よい	スプロケットから外れ	たるみがある	零点不良			
(2)時計、器械の調子									
	イ	正常1日10分以内	正しい	速い					
	イ	遅速1日10分以上～30分以上		遅い	10分以上	30分以上			
		止まる		電池切れ	時々止まる				
	ロ	インクは正常に出ているか	正常	インク切れ	途切れる				
	ハ	器械、記録状況は正常か	正常	かすれる	にじむ				
	ニ	過去の記録状況を点検したか	はい	不鮮明	零点不良				
Ⅱ器械	(3)受水器								
	イ	水平に設置されているか	正常	ガラガラ動く	傾いている	変形している			
	ロ	受水口に木の葉等が入っていないか	よい	吐いている					
	ハ	濾水器はチリ、埃、小鳥の糞で汚れていないか	よい	埃詰まり	汚れ				
	ニ	転倒マスは汚れていないか、軽く動くか	よい	軸油切れ	水垢汚れ			注意:軽くされるだけで転倒させてはいけない	
	ホ	水銀接点の動き、リード線の状態はよいか	よい	リード線の接続不良	ストッパー緩み				
	ヘ	受水器からのコード接続部及びコードに異常はないか	よい	接続不良	断線あり	衰損あり			

(様式2-9)

						主任監督員	監督者	担当者	技術者
観測所番号		水位観測所見回り報告書(水晶水圧式)							
		見回り 年 月 日							
観測所名	観測者氏名	機器番号	機器形式	時計番号	製作所名	見回り者所属		見回り者氏名	
項目			判定			処置			処置の具体的内容及び特記事項
			正常	異常		調整	交換	修理	
(1)観測業務									
	イ	時刻は正確に記録しているか	時分	いない					
	ロ	水位は正確に記録しているか	m	いない					
	ハ	記録紙の巻取り方はよいか	よい	悪い					
(2)時計、器械の調子									
	イ	正常1日10分以内	正しい	速い	10分以上	30分以上			
		遅速1日10分以上～30分以上		遅い					
		止まる		電池ボルト低下	時々止まる				
	ロ	カートリッジペンのインクは正常に出ているか	正常	インク切れ	太く書く	取替日経過			
	ハ	記録状態は正常であるか	正常	かすれる	途切れる	にじむ等			
	ニ	水晶時計の電池のボルトはよいか、交換日は確認したか	よい	ボルト不足	交換日経過	電池の装填不良	次回交換日 年 月 日頃		
	ホ	記録紙の過去の記録状況を点検したか	はい	不鮮明	零点不良	異常記録			
Ⅱ器械	(3)水位計の調子								
	イ	量水標の読みと記録に差がないか	正しい	差 m				量水標水位の読み(m)、記録水位(m)	
	ロ	量水標の読みとテレメータに差がないか	正しい	差 m				量水標水位の読み(m)、テレメータ水位(m)	
	ハ	差の原因はペン装置にある		ペンホルダーの不調	0点の調整不良	ペン先の差込不良			
	ニ	差の原因は導水管にあり	正常	つまり	圧力部	本体部等			
	ホ	回転部は全て円滑に回転するか	正常	重い	処々に重い	異音有り			

項目		判定			処置			処置の具体的内容及び特記事項
		正常	異常		調整	交換	修理	
	へ 連動部の油切れ、ホコリ等の汚れはないか	正常	<small>油分がかかっている</small>	ホコリ汚れ				
	ト 運動部の各ギヤーの締付ネジはゆるんでいないか	正常	緩んでいる					
	チ 水位計の内、外部とも清潔になっているか	よい	内部汚れ	外部汚れ	<small>テーブルの汚れホコリ</small>			
	(4)センサー、ワイヤー							
	イ センサーは水没しているか	よい	干上がり	へドロ				
	ロ センサーは変形していないか	正常	変形している					
	ハ ワイヤーは摩擦していないか	正常	全体的	部分的				
	ニ ワイヤーはよじれ・折れ曲がりはないか	正常	よじれあり	折曲りあり				
Ⅲ施設	(5)観測所周辺の点検							
	イ センサー先端部に異常はないか	正常	土砂堆積	干上がり				
	ロ 扉の開、閉はスムーズに出来るか	正常	重い	戸閉が悪い				
	ハ 扉の施錠は容易に確実に出来るか	正常	悪い	要交換				
	ニ 管理橋及び量水標へ階段工及び道路に不備な点はないか	よい	悪い	草木繁茂				
	ホ 窓及び窓ガラス等に異常はないか	よい	雨漏り	ガラス破損				

(様式2-10)

						主任監督員	監督者	担当者	技術者
観測所番号		水位観測所見回り報告書(音波式水位計)							
		見回り		年	月	日			
観測所名	観測者氏名	機器番号	機器形式	時計番号	製作所名	見回り者所属		見回り者氏名	
項目			判定		処置			処置の具体的内容及び特記事項	
			正常	異常	調整	交換	修理		
(1)観測業務									
	イ	時刻は正確に記録しているか	時分	いない					
	ロ	水位は正確に記録しているか	m	いない					
	ハ	記録紙の巻取り方はよいか	よい	悪い					
(2)時計、器械の調子									
		正常1日10分以内	正しい	速い	10分以上	30分以上			
	イ	遅速1日10分以上～30分以上		遅い					
		止まる		電池ボルト低下	時々止まる				
	ロ	カートリッジペンのインクは正常に出ているか	正常	インク切れ	太く書く	取替日経過			
	ハ	記録状態は正常であるか	正常	かすれる	途切れる	にじむ等			
	ニ	水晶時計の電池のボルトはよいか、交換日は確認したか	よい	ボルト不足	交換日経過	電池の装填不良		次回交換日 年 月 日頃	
	ホ	記録紙の過去の記録状況を点検したか	はい	不鮮明	零点不良	異常記録			
Ⅱ器械	(3)水位計の調子								
	イ	量水標の読みと記録に差がないか	正しい	差	m			量水標水位の読み(m)、記録水位(m)	
	ロ	量水標の読みとテレメータに差がないか	正しい	差	m			量水標水位の読み(m)、テレメータ水位(m)	
	ハ	量水標の読みと水位計表示に差がないか	正しい	差	m			量水標水位の読み(m)、気泡式目盛板水位(m)	
	ニ	差の原因はペン装置にある		ペンホルダーの不調	0点の調整不良	ペン先の差込不良			
	ハ	差の原因は水位計にある		検出部	本体部等				
(4)音波管									
	イ	音波管に流木がひっかかっているか	よい	有り					
	ロ	音波管が破損していないか	正常	破損					

項目		判定			処置			処置の具体的内容及び特記事項
		正常	異常		調整	交換	修理	
Ⅲ施設	(5)観測所周辺の点検							
	イ 扉の開、閉は確実に出来るか	正常	重い	戸閉が悪い				
	ロ 扉の施錠は容易に確実に出来るか	正常	悪い	要交換				
	ハ 管理橋及び量水標へ階段工及び道路に不備な点はないか	よい	悪い	草木繁茂				
	ニ 窓及び窓ガラス等に異常はないか	よい	雨漏り	ガラス破損				
	(6)量水標の点検							
	イ 量水標の水位は容易に確実に観測出来るか	正常	悪い					
	ロ 傾いたり、不安定になっていないか	正常	傾いている	グラグラ動く	沈下した			
	ハ ゴミ、藻、流木がかかっているか	よい	ゴミ等(大)	ゴミ等(小)				
	ニ 目盛板は汚れたり、剥がれたりしていないか	よい	汚れ(大)	剥がれている	錆ている			
	ホ 目盛板は鮮明に読めるか	よい	悪い					
Ⅳ周辺	(7)観測所周辺の点検							
	イ 近くで河川工事が行われていないか	いない	いる					
	ロ 工事期間中水位観測に影響はないか	ない	ある					
	ハ 流心部(川の流れ)は変わっていないか	正常	変った					
	ニ 土砂の堆積、洗掘はないか	ない	堆積	洗掘				
	(8)予備品及び消耗品の点検							
	イ 自記紙はあるか	ある(巻)	ない					
	ロ ペン先、インクはあるか	ある	ない					
	ハ カートリッジペンはあるか	ある	ない					
	ニ ミシン油、白ボロはあるか	ある	ない					
Ⅴ報告	(9)点検結果報告書							
	イ 点検結果見回り報告は責任者に速やかに行う							
	ロ 故障等の場所は直ちに報告し速やかに修理する							
	ハ 施錠等に異常を生じた場合は、写真かスケッチにて責任者が理解しやすい方法で報告する							

(様式2-11)

解 説	写 真

(様式2-12)

自記紙整理ラベル

下のラベルに事務所名、観測所名(水位・潮位・雨量まで記入)、自記紙No.(当該年度の全何巻のうち何番目の自記紙に当たるか)、観測開始及び終了年月日時分、を記入し自記紙及び箱に添付する。

記入例

××観測所	
東部県土整備局(徳島)	No. 5 - 4 / 1
観測開始	令和○年○月○日○時○分
観測終了	令和○年○月○日○時○分

観測所	
局	No. - /
観測開始	令和○年○月○日○時○分
観測終了	令和○年○月○日○時○分

(様式3) 障害修理完了報告書

年 月 日 実施
年 月 日 報告

対象局名				対象装置名			
通報者名 県 職員		連絡日時		受報者名		修理者名	
障害内容	○障害発生期間: ○障害内容:						
障害原因							
復旧処理 内容							
別途精算の 場合の費用							

(様式4) 年間保守報告書

局名	中央監視局及び土木局設置分	
作成者		年月日
5月点検		
11月点検		
障害修理等 臨時対応の 所見		
総括所見		

(様式4(2))

年間結果総括表

〇〇〇〇〇土木局系 観測測定器	
作成者	
年間総括所見	
5月点検	
11月点検	
その他	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。